

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年12月2日提出

高山市長 田 中 明

記

No.	項 目	内 容	
1	発生時期・場所	令和6年8月21日 午前10時30分頃 高山市三福寺町1800番地 (資源リサイクルセンター埋立処分地)	
	事故の概要	粗大ごみを投棄する際に投入口から転落した事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身 (額右側の裂傷)	物 損
	被害総額・市の過失割合	5,270円・100分の30	—
	賠償金	1,581円	—
	内 保 険 金	1,581円	—
	訳 一般財源	0円	—
専決年月日	令和6年10月25日 地方自治法第180条第1項		